



# いたばし地域クラブ 参加者募集のご案内



問 合  
板橋区教育委員会事務局  
教育総務課部活動改革担当 ☎3579-2261



いたばし地域クラブについて……………	P.02
いたばし地域クラブのしくみ……………	P.03
いたばし地域クラブのSDGsコンセプト……………	P.04
<b>個別クラブについて</b>	
女子サッカークラブ……………	P.06
eスポーツクラブ……………	P.08
ロボット数学クラブ……………	P.10
サイエンスクラブ……………	P.12
<b>入会等の手続について</b>	
1 入会までの流れ……………	P.15
2 入会までの流れ（新7年生 or サイエンスクラブ） ……	P.16
3 抽選申込の方法……………	P.17
4 保護者説明会……………	P.19
5 入会申込（新8・9年生） ……	P.19
6 参加費のお支払い……………	P.20
7 退会・休会……………	P.20
8 保険について……………	P.21
9 個人情報について……………	P.21
よくある質問……………	P.22
いたばし地域クラブ会員規約……………	P.24

# いたばし地域クラブについて

いたばし地域クラブは、中学校の部活動改革の取組として、板橋区教育委員会が立ち上げたクラブです。

スポーツ、文化芸術活動等を生涯にわたり楽しめるよう、現行の部活動をSDGsの視点で見つめ直すとともに、学校の垣根を越えた地域クラブ活動として、「一人ひとりが主役」「みんな成長しよう」を合言葉に活動しています。

## 部活動の地域移行

部活動の地域移行とは、これまで学校教育として行われてきた部活動が、学校以外の人や団体などにより運営・実施されることを指します。

学校の活動ではなくなるため、在籍している学校に関係なく、活動種目・分野や参加するクラブを選択することができます。

また、専門性の高い指導を受けることができることや、他の中学校の生徒と活動するので、新たな出会いがあり、人とのつながりが広がることで、家庭でも学校でもない、第三の居場所を見つけることができます。

専門的な技術指導



新しい人との出会い



多様な活動の機会



サードプレイス  
(第三の居場所)



## どうして地域移行するの？

○少子化の影響に伴い、団体競技などでチーム編成ができず大会に参加できない。  
やりたい種目・分野の部活動が入学した学校にない。

○先生による放課後や休日の献身的な指導の限界

このままでは、いずれ学校部活動が衰退してしまう可能性が高く、中学生のみさんの活動の機会、成長の機会が失われてしまいます。そうなる前に、板橋区では部活動の地域移行に向けた取組を進めることにしました。

そして、その取組の一つが「いたばし地域クラブ」です。

それらのことを詳しく書いてあるものが、令和6年3月に策定した「**板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030**」です。そちらも、ぜひご覧ください。



# いたばし地域クラブのしくみ

いたばし地域クラブの会員になると、個別クラブを選ぶことができます。個別クラブの活動に参加する場合は、会費がかかります。

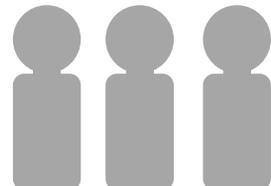
また、個別クラブに入らなくても、いたばし地域クラブ会員は、会費なしで「いたばし地域クラブアカデミー」に参加することができます。

運営団体	板橋区教育委員会 (教育総務課部活動改革担当 TEL03-3579-2261)
対象者	① 板橋区立中学校に通学する生徒 ② その他板橋区内に居住しているすべての中学生

## いたばし地域クラブ会員

会費なし





いたばし地域クラブ  
アカデミーに参加

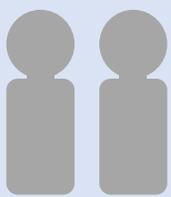
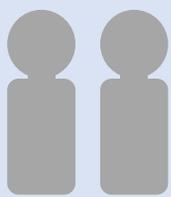
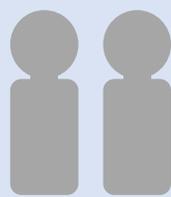
## 個別クラブ

女子サッカー  
クラブ

eスポーツ  
クラブ

ロボット数学  
クラブ

サイエンス  
クラブ



## いたばし地域クラブアカデミー

フィジカル・メンタルトレーニング、放課後の過ごし方や食生活改善など、各個別クラブでは学ばないような、種目・分野を横断した中学生のための共通講座を実施します。参加費は無料となりますので、ぜひご参加ください。

# いたばし地域クラブのSDGsコンセプト

いたばし地域クラブは、これまでの学校部活動をただ地域クラブに置きかえるのではなく、学校部活動の課題を一体的に解決できるような取組とするため、SDGsの考え方で学校部活動を見直し、以下のような方針をもって運営します。

3 すべての人に健康と福祉を



## 学校部活動の課題

### すべての人に健康と福祉を

指導者の安全管理に関する責任は重大です。  
生徒の健康への配慮がこれまで以上に求められます。



## 運営方針

真夏や落雷など、命の危険がある気候下や活動による生徒への身体的負荷を考慮せず活動することはありません。

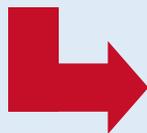
4 質の高い教育をみんなに



## 学校部活動の課題

### 質の高い教育をみんなに

学校部活動では在籍する学校により設置されている部活動が異なるため、進学した中学校によっては取り組めない種目・分野が存在します。



## 運営方針

進学した中学校に関わらず、区内全域から参加することを可能とします。

5 ジェンダー平等を実現しよう



## 学校部活動の課題

### ジェンダー平等を実現しよう

学校部活動では男女別に部活動が設置されていることがあり、性別によってその種目・分野に取り組むことができないことがあります。



## 運営方針

参加したいクラブ（種目・分野）が、性別により選択できなくなることをなくします。

# 中学校部活動

## × SDG s 持続可能な新しい活動へ

Sustainable New Activity

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



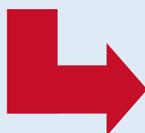
8 働きがいも  
経済成長も



### 学校部活動の課題

#### すべての人に健康と福祉を

学校部活動は教員の献身的な支えによって成り立っています。長時間に及ぶ勤務により、学校現場は疲弊し、教員採用試験の倍率にも影響しています。



#### 運営方針

社会の「部活動は学校で行うもの」という意識を変革させるとともに、希望する教員が、兼職兼業制度を利用して指導に参加できる環境を整えます。

10 人や国の不平等  
をなくそう



### 学校部活動の課題

#### 人や国の不平等をなくそう

主にトーナメント方式で行われる運動部活動の大会では、試合に参加できる生徒が制限されてしまいます。



#### 運営方針

試合等やコンクール等で参加者に制限がある種目・分野において、誰もが参加機会を確保できるように努めます。

16 平和と公正を  
すべての人に



### 学校部活動の課題

#### 平和と公正をすべての人に

3年間という短い期間で結果を出したい指導者や生徒の想いが、不適切な指導・行動になってしまうことがあります。



#### 運営方針

参加する生徒と、クラブ活動をサポートする大人とが良好な関係を築き、暴言・暴力・非科学的な指導をなくします。

# 女子サッカークラブ

- “憧れ” から一歩踏み出して -

ちょっとでも「サッカーをやりたい」と思ったら一歩踏み出して、実際にフィールドを走り、ボールを蹴ってみませんか？

サッカーを通じて、かけがえのない仲間たちとの出会いがそこには待っています！

初心者から経験者まで、楽しみながら技術の向上をめざした活動をしています。

実際に、初年度は半数が初心者、半数が経験者でスタートしましたが、どんどん上達しています。

昨年度はフットサル大会を開催したり、プロの女子サッカーの試合を観に行ったり、他の女子サッカーチームと交流できるイベントへ参加するなど、様々な活動を行いました。

様々な活動を通して、チームとしても成長しています！



## 活動内容



対 象：女子中学生（全学年対象）

活動内容：サッカーの練習、練習試合や大会参加、トレーニング体験イベントなど

指 導 者：株式会社 東急スポーツオアシスに委託します。

## 活動日・場所



活 動 日：日曜日 午前9時～午前11時 計45日程度

**7年生初回活動日：令和6年5月12日（日）**

※この他に、大会参加やイベントを実施する予定です。

年間のスケジュールは入会后、改めてご連絡させていただきます。

活動場所：区立上板橋第一中学校（小茂根校舎）（板橋区小茂根1-2-1）

※昨年度と同じ場所です。

大会参加、イベント等の会場は別途お知らせします。

## 費用・定員



費 用：月額2,000円

※生活保護世帯の方は教育扶助の対象となります。福祉事務所にお問合せください。

定 員：33名（学年ごとの定員は11名となります）

## 注意事項等



持 ち 物：運動のできる服装、スパイク（又はトレーニングシューズ）、飲み物、  
タオル、着替え、すねあて、ソックス等は各自ご用意ください。

- ユニフォームを作る場合、別途1万円程度の費用がかかります。
- 交通費は各自負担となります。

## アクセス



区立上板橋第一中学校（小茂根校舎）※

（板橋区小茂根1-2-1）

東京メトロ有楽町線・副都心線

「小竹向原駅」徒歩8分



※令和5年度と同じ会場です。

上板橋第一中学校は令和6年度より、「板橋区小茂根1-2-1」（令和5年度までの上板橋第二中学校旧校舎）に移転しています。

# e スポーツクラブ

## - ゲームだってスポーツだ -

今、世界で注目されている e スポーツ。

このクラブで本格的な e スポーツの世界に触れてみませんか。

きっと、ゲームとの向き合い方が変わります。

e スポーツクラブでは、「リーグオブレジェンド」というタイトルに取り組んでいます。MOBAと呼ばれる2チームに分かれて対戦する形式のゲームです。

5人のチームでお互いにコミュニケーションをとり、対戦相手にどう立ち向かっていくのか、自分の想いや考えを言語化して、仲間に伝えることが求められます。



## 活動内容



タイトル：リーグオブレジェンド

指導者：学校法人創志学園クラーク記念国際高等学校に委託します。

## 活動日・場所



活動日：水曜日 午後4時30分～午後6時00分 計45日程度

**7年生初回活動日：令和6年5月15日（水）**

※この他に、大会参加やイベントを実施する予定です。

年間のスケジュールは入会后、改めてご連絡させていただきます。

活動場所：クラーク記念国際高校CLARK NEXT Tokyo（板橋区板橋4-11-4）

※大会参加、イベント等の会場は別途お知らせします。

## 費用・定員



費用：月額2,000円

※生活保護世帯の方は教育扶助の対象となります。福祉事務所にお問合せください。

定員：60名（学年ごとの定員は20名となります）

## 注意事項等



持ち物：上履き、靴を入れる袋

（施設内は下足厳禁ですが、参加者用の下駄箱がありません）

- チームでユニフォームを作るなど、別途費用がかかる場合があります。
- 交通費は各自負担となります。

## アクセス



クラーク記念国際高校CLARK NEXT

Tokyo（板橋区板橋4-11-4）

JR埼京線「板橋駅」徒歩10分

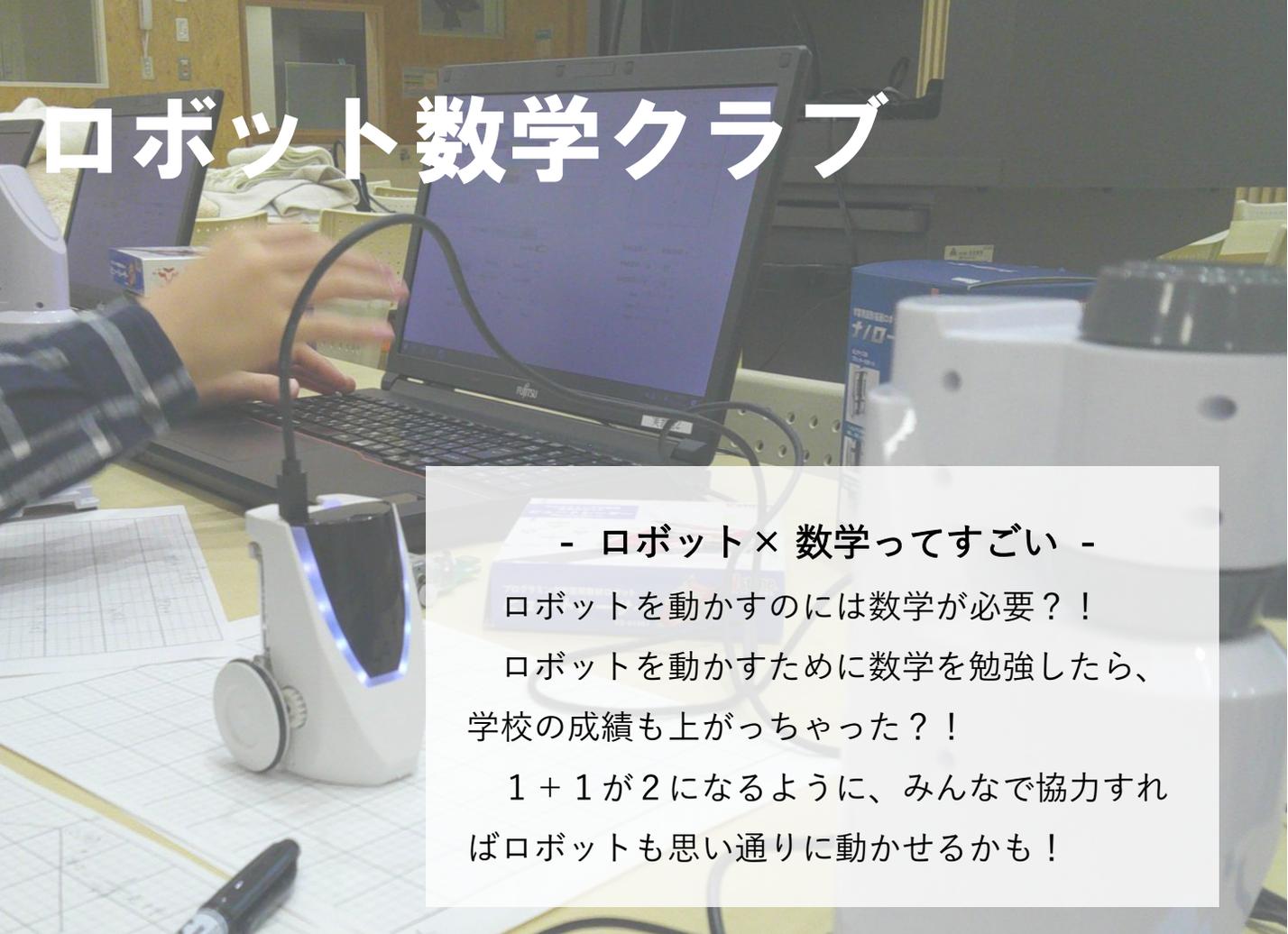
都営三田線「新板橋駅」徒歩5分

東武東上線「下板橋駅」徒歩10分



※自転車での来場不可

# ロボット数学クラブ



## - ロボット× 数学ってすごい -

ロボットを動かすのには数学が必要？！

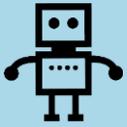
ロボットを動かすために数学を勉強したら、  
学校の成績も上がった？！

1 + 1 が 2 になるように、みんなで協力すれば  
ロボットも思い通りに動かせるかも！

数学はオンライン講座だけでなく、対面でも行うため、苦手な部分をしっかり拾い上げてフォローしていきます。ロボットを実際に動かす時には、それぞれが教え合ったり、話し合ったりしながら協力しています。昨年度は、最新技術のどこに数学が使われているのか、実際に企業へ見に行きました。



## 活動内容



### ロボット実習

数学講座で学んだ内容を用いて、実際にロボット操作を行う実習です。

### 数学講座

ロボット実習に必要な数学概念を学びます。

また、数学が具体的にどのように世の中で役立っているかを勉強します。

指導者：株式会社 H I L S に委託します。

## 活動日・場所



### ロボット実習

土曜日 午後2時～午後5時（月1～2回程度） 計18日（予定）  
区立赤塚第二中学校（板橋区成増3-18-1）

### 数学講座

オンライン：火曜日 午後4時30分～午後6時30分  
自宅などで各自受講

対面講座：金曜日 午後5時00分～午後6時30分（月2～3回程度）  
区立板橋第一中学校（板橋区大山東町50-1）

### 7年生初回活動日：令和6年5月11日（土）（ロボット実習）

※年間のスケジュールは入会后、改めてご連絡させていただきます。

## 費用・定員



費用：月額2,000円

※生活保護世帯の方は教育扶助の対象となります。福祉事務所にお問合せください。

定員：50名（学年ごとの定員は16名程度となります）

※ロボット数学クラブの定員は目安です。

## 注意事項等



持ち物：筆記用具、ノート、上履き、  
靴を入れる袋

- 交通費は各自負担となります。

## アクセス



### 区立板橋第一中学校

（板橋区大山東町50-1）

東武東上線「大山駅」徒歩7分

都営三田線「板橋区役所前駅」徒歩5分

### 区立赤塚第二中学校

（板橋区成増3-18-1）

東武東上線「成増駅」徒歩5分

東京メトロ有楽町線・副都心線「地下鉄成増駅」徒歩5分



# サイエンスクラブ

- きみの気になるが身になるように -  
レモンを入れたら飲み物の色が変わる？金属を温めたり冷やしたりしたら大きさが変わる？世の中には、不思議なことがいっぱい！  
教育科学館のエキスパートたちが色々な科学実験をしながら、きみの「気になる！」を解決するためにサポートしてくれる。

※写真はイメージです。

今年度から新設されるサイエンスクラブは、教育科学館の経験豊富なサイエンスコミュニケーターが講師となり、色々な科学実験を行います。「なんでこうなるの？」を「だからこうなるんだ！」に変えるサポートをし、好奇心を育てていきます。



※写真はイメージです。

## 活動内容



活動内容：科学実験等、教育科学館での科学実験イベントの実施

指導者：区立教育科学館の指定管理者に委託します。

## 活動日・場所



活動日：①金曜日 午後5時00分～午後6時30分 計45日程度

**初回活動日：令和6年5月17日(金)**

②水曜日 午後4時30分～午後6時00分 計45日程度

**初回活動日：令和6年5月22日(水)**

※この他に、イベントを実施する予定です。

年間のスケジュールは入会后、改めてご連絡させていただきます。

活動場所：①区立教育科学館（板橋区常盤台4-14-1）

②区立志村第四中学校（板橋区志村3-15-1）

## 費用・定員



費用：月額2,000円

※生活保護世帯の方は教育扶助の対象となります。福祉事務所にお問合せください。

定員：①20名（学年ごとの定員は各6名程度となります）

②20名（学年ごとの定員は各6名程度となります）

## 注意事項等



持ち物：筆記用具、ノート  
(志村第四中学校は上履きと靴を入れる袋等をご持参ください。)

- 交通費は各自負担となります。
- 別途持ち物やイベント時に参加費が必要になる場合があります。その場合は、事前にお知らせします。

## アクセス



### 区立教育科学館

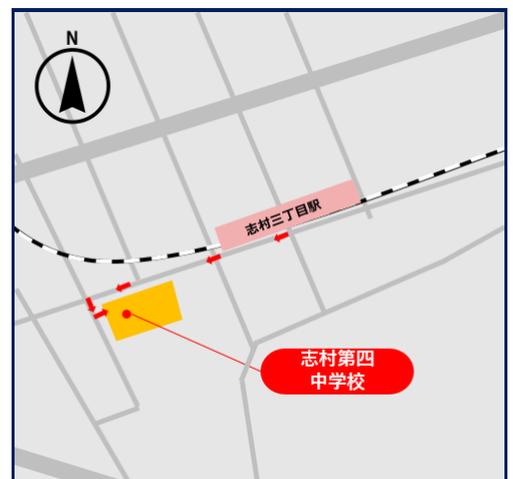
(板橋区常盤台4-14-1)

東武東上線「上板橋駅」徒歩5分

### 区立志村第四中学校

(板橋区志村3-15-1)

都営三田線「志村三丁目駅」徒歩5分



# サイエンスクラブ紹介ページ

4月初旬更新予定

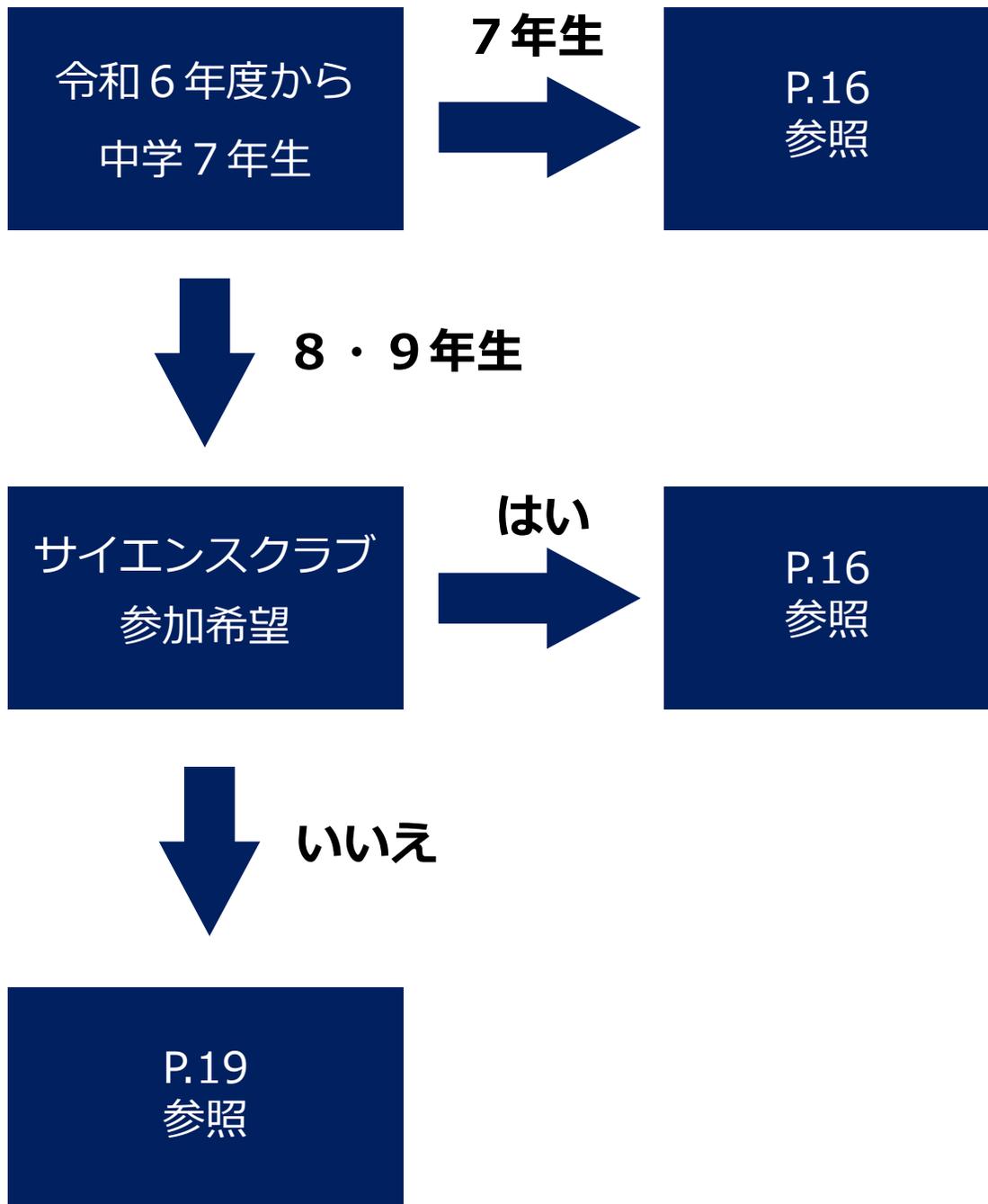


もうしばらくお待ちください。

# 入会等の手続について

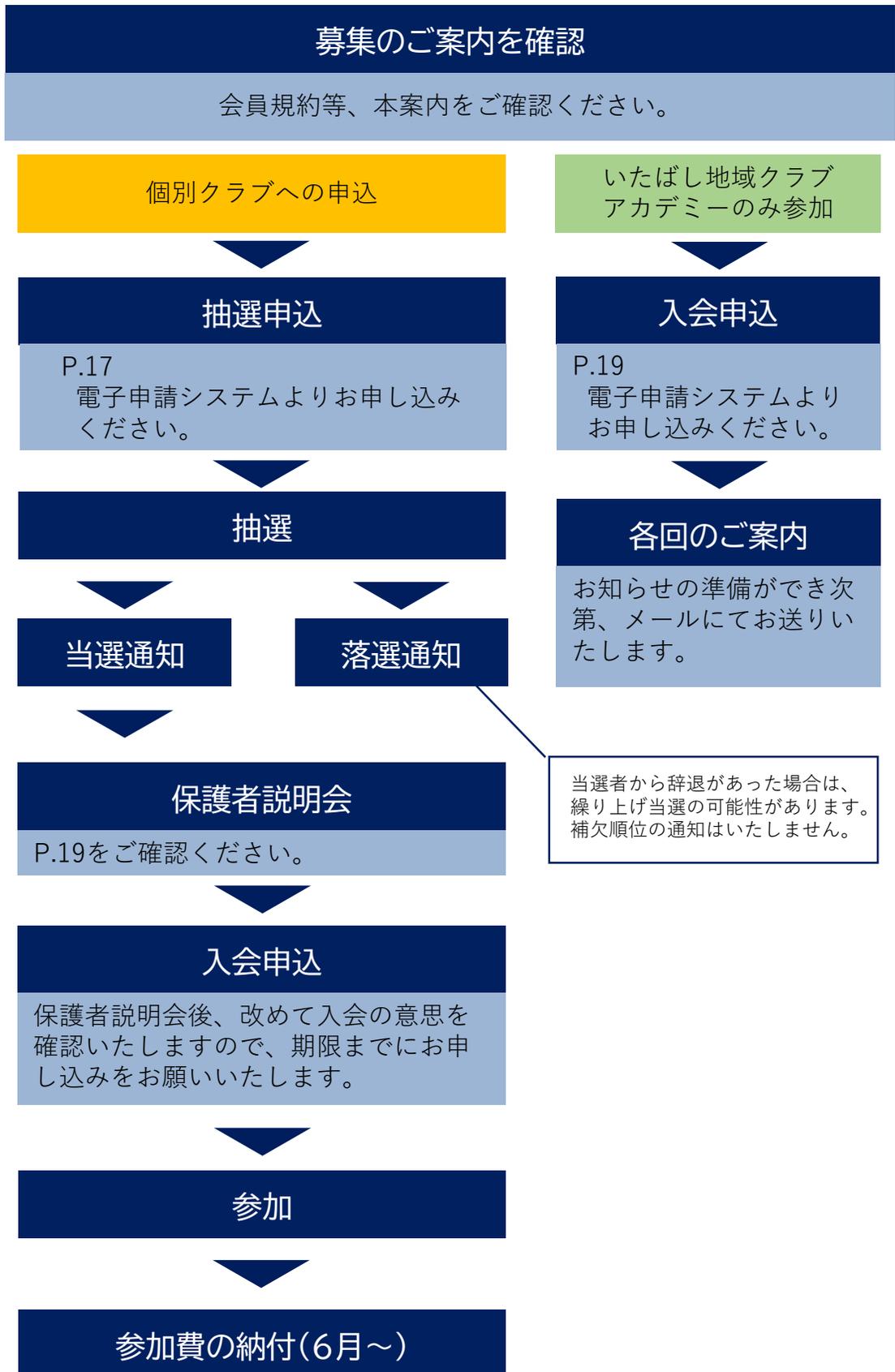
## 1 入会までの流れ

学年・参加を希望するクラブによってページが異なりますので、以下のフローをご確認のうえ、手続きを確認してください。



## 2 入会までの流れ（新7年生 or サイエンスクラブ）

※サイエンスクラブ以外の入会を希望する新8・9年生は、P.19をご確認ください。



### 3 抽選申込の方法

個別クラブには、各個別クラブごとの総数の定員と、さらにその中で学年ごとの定員があります。申込者数が定員を超えた場合には、抽選で参加者を決定します。抽選の申込につきましては、以下のとおりとなります。

※多様な活動をめざす「いたばし地域クラブ」では、将来的には複数の個別クラブへのお申込みを可能とする考えではありません。  
しかし、現在は区内の中学生の総数に比して、十分な定員数を確保できていないため、今回は複数の個別クラブへのお申し込みはできません。

(1) 募集期間 **令和6年4月21日（日）23：59まで**

(2) 申込方法

- ①電子申請にてお申し込みいただきます。  
下記の区公式ホームページの「いたばし地域クラブ募集案内」のページをご覧ください。添付の会員規約に承諾の上、必要事項を入力し、お申し込みください。

URL:<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/1044316/1044317.html>

- ②募集期間終了後、お申込の際に届出いただいたメールアドレスに申込結果（当選又は補欠）をお知らせします。



#### 電子申請 記入例

お名前 <b>必須</b>	板橋 太郎	保護者氏名を入力してください
お名前(フリガナ) <b>必須</b>	全角カタカナで入力してください。 イタバシ タロウ	
電話番号 <b>必須</b>	012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。 03-1234-5678	
メールアドレス <b>必須</b>	システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。 確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。 メールアドレス1 <input type="text" value="〇〇〇@city.itabashi.tokyo.jp"/> 確認用 <input type="text" value="〇〇〇@city.itabashi.tokyo.jp"/> メールアドレス1とは別のメールアドレスでも通知メールを受信したい場合、メールアドレス2を入力してください。 メールアドレス2 (任意) <input type="text"/> 確認用 <input type="text"/>	

※メールアドレス1、2に送信される通知メールの内容は同一です。  
※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。

生徒氏名

必須

入会を希望する生徒の氏名を入力してください。  
※「お名前」には保護者様の氏名を入力してください。

板橋 花子

入会を希望する中学生ご本人の氏名を入力してください

学校名

必須

区立中学校に在籍されていない場合は「その他」に学校名を入力してください。(令和5年度時点)

- 板橋第一中学校    板橋第二中学校    板橋第三中学校  
 板橋第五中学校    加賀中学校    志村第一中学校  
 志村第二中学校    志村第三中学校    志村第四中学校  
 志村第五中学校    西台中学校    中台中学校  
 上板橋第一中学校    上板橋第二中学校    上板橋第三中学校  
 桜川中学校    赤塚第一中学校    赤塚第二中学校  
 赤塚第三中学校    高島第一中学校    高島第二中学校  
 高島第三中学校    その他

「その他」を選択した場合に入力してください。

「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

在籍している学校を選択してください。  
区立中学校以外の場合、「その他」を選択し、こちらに学校名を入力してください。

学年

必須

令和6年度の学年を選択してください。  
種目・学年ごとに申込フォームが異なりますので、確認の上お申込みください。

板橋区では小中一貫教育を推進しているため、中学生の学年を7年生～9年生と表記しています。

- 年

参加種目

必須

希望する種目を選択してください。  
種目・学年ごとに申込フォームが異なります。

- 女子サッカー

学年・クラブごとに申込フォームが異なります。こちらに記載の学年及びクラブで間違いがないか、ご確認ください、よろしければ選択してください。

入会資格の確認

必須

参加を希望する生徒がどちらに該当するか確認してください。

- 板橋区立中学校に在籍している(令和5年度時点)  
 板橋区立中学校に在籍していないが、板橋区内に在住している(令和5年度時点)

会員規約の確認

必須

ホームページと会員規約を確認したうえでお申込みください。

- ホームページと会員規約の内容を確認しました。

お問い合わせ

東京都板橋区教育委員会事務局

教育総務課

電話番号

すべて入力しましたら、「確認画面」へお進みください。

申し込み内容を一時保存する

申し込み内容の確認に進む

## 4 保護者説明会

抽選結果通知後、当選の方を対象に保護者説明会を行います。

日 時：**令和6年4月25日（木）午後6時から**

実施方法：オンライン（当選結果通知で詳細をお知らせします）

※説明会は録画し、26日（金）以降配信しますので、欠席の方は録画配信をご覧ください。

説明会后、個別クラブへの参加にご了承いただける場合、「いたばし地域クラブ」への入会手続きをお願いします。詳しくは説明会で説明します。

## 5 入会申込（新8・9年生）

### いたばし地域クラブアカデミーへの申込

#### 申込方法

電子申請にて、お申し込みいただきます。

下記の区公式ホームページの「いたばし地域クラブ募集案内」のページをご覧ください、添付の会員規約に承諾の上、必要事項を入力し、お申し込みください。

URL:<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/1044316/1044317.html>

### 個別クラブへの申込

学年ごとの定員があります。定員に達するまでは申込を受け付けますので、ぜひお申し込みください。

※複数の個別クラブへの申込はできません。

#### 申込方法

電子申請にてお申し込みいただきます。

下記の区公式ホームページの「いたばし地域クラブ募集案内」のページをご覧ください、添付の会員規約に承諾の上、必要事項を入力し、お申し込みください。

URL:<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/1044316/1044317.html>



### 注意

新設のサイエンスクラブについては、

**8・9年生も抽選となります。** P.16をご確認のうえ、募集期間内にお申し込みください。

## 6 参加費のお支払い

入会した翌月（新7年生の場合、6月）から毎月お支払いいただきます。納付書をお渡ししますので、支払期限までに金融機関でお支払いください。

### 【注意】

体験入会の場合も、その後正式入会する場合は翌月から活動費が賦課されます。  
例) eスポーツクラブに体験入会し、5/31に参加。その後入会した。  
⇒6月から参加費が発生します。

### 会費の口座振替について

令和6年3月現在、会費の支払方法は納付書でのお支払いのみとなっております。令和6年10月分からの会費の口座振替をめざして、現在準備中です。ご不便おかけいたしますが、今しばらくお待ちください。



## 7 退会・休会

### 退会を希望される場合

中学校を卒業した時点または区外へ転出した時点（区外転出者は届け出るにより、継続することができます。）で退会となります。  
途中で退会を希望される場合は、「退会届」を提出いただきます。

### 【注意】

退会する場合は、退会日の月の分まで徴収します。  
例) 6/30の活動まで参加。7/1付に退会届を提出した。  
⇒参加の有無に関わらず、7月分まで参加費を徴収します。

### 休会を希望される場合

月単位で休会することができます。休会を希望される場合は、「休止届」を提出いただきます。

休会期間は参加費は徴収しません。ただし、休会は月単位で行いますので、**事前の届出**が必要です。前月末までに必ずご提出ください。

再開を希望される場合、「再開届」を提出し、その月の分から参加費を納付いただきます。「休止届」に休止終了時期が記載してある場合、「再開届」の提出は不要です。

休会期間を変更（休止期間を延長）する場合は、再度「休止届」の提出をお願いします。

## 8 保険について

学校管理下における生徒の負傷等では独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が適用されますが、「いたばし地域クラブ」は学校部活動と異なり、学校管理下の範囲となりません。そのため、区が別途、参加者の保険加入手続きを行います。けがや事故があった場合、速やかに参加しているクラブのスタッフまたは区担当までお申し出ください。

### (1) 傷害保険

「いたばし地域クラブ」参加中と自宅から活動場所までの往復のけがについては、傷害保険が適用されます。

#### 【保険金額】

- 通院保険金 1日 1,000円  
事故の日から180日以内の通院日数に対し、90日を限度として支払われます。
- 入院保険金 1日 2,000円  
事故の日から180日を限度として支払われます。

### (2) 賠償責任保険

参加者が、その活動の過失によって事故を生じ、他の参加者や第三者の生命、身体または財物に損害を与える事故が起きた場合、賠償責任保険が適用されます。

#### 【保険金の限度額】

- 身体 1名 5千万円（免責無し）
- 身体 1事故 1億円（免責無し）
- 財物 1事故 5百万円（免責無し）

## 9 個人情報について

### (1) 個人情報の利用

いただいた個人情報は「いたばし地域クラブ」の運営にのみ利用いたします。

### (2) 写真について

ホームページ、その他広報にて「いたばし地域クラブ」の活動中の様子を掲示する場合がございます。

なお、撮影した写真は、適正に利用し、管理してまいりますので、ご了承願います。正式入会申込の際に、ご了承いただけるか確認の質問がありますので、ご回答ください。

## よくある質問



学校部活動と「いたばし地域クラブ」の両方に参加することはできますか？

「いたばし地域クラブ」は、中学校の部活動とは一線を画した新たな放課後の活動です。そのため、ご自身のライフスタイルに合わせて、学校部活動との両立もできます。  
「いたばし地域クラブ」にも参加することで学校部活動に影響するかどうかは、学校部活動の顧問の先生に相談してください。



必ず毎回参加しないといけないのでしょうか？  
また、急な休みでも大丈夫ですか？

「必ず毎回参加しないといけない」という決まりはありません。ご自身のペースで活動を楽しんでください。  
また、急な欠席の際の連絡先等については、クラブごとにご説明します。



2つの個別クラブに参加することはできますか？

現時点で十分な定員数が確保できていなく、なるべく多くの中学生のみなさんに参加していただくため、2つ以上の個別クラブへの申込はお断りしております。ただし、将来的にはクラブ数・定員数を増やして、2つ以上の個別クラブに参加できるよう、検討を進めてまいります。



9年生（中学3年生）の夏で引退ですか？

学校部活動で慣例となっている「9年生の夏で引退」という決まりはありません。受験勉強の合間に参加すれば、息抜きになるかもしれませんし、ご自身の状況に合わせて続けることができます。  
また、一時休会または退会することもできます。





7年生（中学1年生）で抽選に当選しました。8年生（中学2年生）になっても続けたいのですが、再度抽選ですか？

当選した方は、原則9年生（中学3年生）の3月まで続けることができます。



退会者が出た場合、補欠順位の順に繰り上げということですが、9年生（中学3年生）が途中で退会したら、7・8年生（中学1・2年生）が繰り上げされるのでしょうか？

繰り上げは学年ごとに行います。9年生の退会について、7・8年生の繰り上げは行いません。



いたばし地域クラブでの活躍は、受験する高校に提出される調査書等にも書いてもらえますか？

区立中学校では、9年生（中学3年生）の時に調査書等に記載する学校外活動に関する調査を行います。その際に、ご自身の活躍を報告してください。学校の先生は、その報告をもとに調査書等を作成します。



会場まで自転車で通ってもいいですか？

駐輪スペースがない場合は、自転車での来場はできません。個別クラブごとの募集案内ページをご確認ください。自転車での来場不可と記載のない場合は、自転車を通うことができます。



# いたばし地域クラブ会員規約

## (目的)

第1条 本活動は、希望するすべての中学生に、生涯を通じて持続可能で多様なスポーツ、文化芸術活動に自主的・主体的に参画できる機会を提供することで、「楽しさ」や「喜び」を感じつつ、成長及び自己実現を図ることを目的とする。

## (名称及び所在地)

第2条 本活動の名称は、いたばし地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）とする。  
2 地域クラブの事務局は、板橋区教育委員会事務局が担う。

## (運営主体及び実施方法)

第3条 地域クラブは、板橋区教育委員会が運営し、個別のクラブ活動の実施については、民間事業者その他外部団体に委託し、又はそれ以外の方法により行うことができる。

## (活動方針)

第4条 地域クラブは、地域クラブの会員（以下「会員」という。）が活動を通して人として成長する機会を得て、社会的自立を果たすことをめざし、次に掲げる価値観を共有する。

- (1) 会員の自主性を重視する
- (2) 一人一人の違いを尊重した活動を行う
- (3) 活動に対する会員の多様な考え方を尊重する
- (4) 会員全員が成長する機会を得る
- (5) スポーツを楽しむ
- (6) 文化芸術に親しむ

## (入会資格)

第5条 地域クラブに入会できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 区立中学校の生徒又は区内に在住する中学生
- (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
- (3) 保護者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が入会の必要があると認める者には、入会資格を付与することができる。

## (入会手続)

第6条 地域クラブに入会を希望する者の保護者は、入会申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を審査し、入会承認（不承認）書（別記第2号様式）により通知する。

3 前2項の規定による手続は、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

## (個別クラブへの所属申請)

第7条 参加したい種目・分野がある会員は、希望する種目・分野を行う個別のクラブ（以下「個別クラブ」という。）へ所属するものとする。

2 個別クラブへの所属は、当該会員の保護者が、所属登録申請書（別記第3号様式）に必要書類を添えて、教育委員会に申請するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、別に定める当該個別クラブの所属要件に基づき、承認の可否を審査し、所属承認（不承認）書（別記第4号様式）により通知するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による申請を受ける順序を決めるため、別に定める方法により、事前に抽選を行うことができる。

5 所属承認の翌月から、活動費を賦課する。

6 第1項から第3項までの手続については、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

(活動費等)

第8条 前条第5項の規定による活動費の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の活動費は、当月分を当月末日までに、別に定める方法により支払うものとする。
- 3 第1項の活動費は、活動への参加不参加にかかわらず、これを徴収する。なお、第10条の規定により参加を停止された場合も同様とする。
- 4 第1項の活動費のほか、地域クラブの活動内容に応じて、ユニフォーム代、大会参加費、材料費、交通費等の費用が発生することがある。

(活動費の還付)

第9条 活動費は、原則還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合には、教育委員会は、活動費の全部または一部を還付することができる。

- (1) 気象及び災害等会員の責に帰さない理由により、1月以上活動ができなかったとき
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき

(参加停止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する会員の個別クラブの活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。

- (1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により会員の健康が害される恐れがあるとき
  - (2) 本規約を遵守しなかった場合
  - (3) 会員及び第三者等に迷惑となる行為等を行った場合
  - (4) その他教育委員会が会員として相応しくないと認める行為を行った場合
- 2 教育委員会は、前項の規定より、個別クラブの活動への参加を停止させる場合には、別に定める利用停止通知書を該当者に通知する。

(休会)

第11条 月単位で、個別クラブの活動への参加を休止しようとする会員の保護者は、休止届（別記第5号様式）を、教育委員会に届け出るものとする。

- 2 第8条第3項の規定に関わらず、休会期間については、活動費は徴収しない。
- 3 第1項の規定による休会が長期に渡る場合は、教育委員会は、必要に応じて、他の会員の当該個別クラブへの所属を承認することができる。
- 4 第1項の規定により、休会している会員が、活動を再開しようとするときは、会員の保護者は、再開届（別記第6号様式）を、教育委員会に届け出るものとする。
- 5 前項の規定により、活動を再開した会員は、活動を再開した月の分から、活動費を納付しなければならない。
- 6 第1項及び第4項の手続については、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

(退会等)

第12条 所属する個別クラブの活動への参加を終了しようとする会員の保護者は、所属終了届（別記第7号様式）により、教育委員会に届け出るものとする。この場合において、活動費は、所属を終了する日の属する月の分まで徴収する。

- 2 地域クラブを退会しようとする者は、退会届（別記第8号様式）により教育委員会に届け出るものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、会員が中学生でなくなった時点又は区外へ転出した時点で、退会とする。
- 4 前項の規定に関わらず、区外へ転出する者は、活動継続希望届（別記第9号様式）を教育委員会に届け出ることで、会員に留まることができる。
- 5 第1項の規定に関わらず、所属する個別クラブの活動への参加の終了と同時に、地域クラブからの退会を希望する会員は、第2項の規定による退会届を教育委員会に届け出ることで、個別クラブへの所属を終了したものとみなす。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、当該会員を退会させることができる。
  - (1) 第10条第1項第2号から第4号までの規定により、個別クラブの活動への参加を停止されている会員が、停止期間後においてもなお改善が認められない場合
  - (2) その他教育委員会が退会させる必要があると認める場合

7 第1項、第2項及び第4項の手続については、板橋区の電子申請サービス又は入退会システムを利用して行うことができる。

(活動日等)

第13条 個別クラブの活動日（以下「活動日」という。）は、学校活動以外の時間（平日の授業終了後又は土曜日及び日曜日、祝日）とする。

2 会員は、活動日に欠席する場合には、事前に、別に定める方法により、教育委員会に連絡するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、別に連絡先を指定することができる。

(活動の中止)

第14条 個別クラブは、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

(1) 気象及び災害等（感染症の感染拡大を含む。）により、正常な活動が不可能であると認められるとき

(2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき

(3) 緊急又は不測の事態により、指導者等が活動に従事することができないとき

(4) その他教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき

2 前項の規定により、活動を中止する場合は、参加を予定する会員の保護者又は会員本人に、その旨の連絡を行う。

(会員情報等の取扱い)

第15条 地域クラブへの入会時、個別クラブへの所属時、その他本活動に関し教育委員会が取得した個人情報、本クラブの運営及び活動に必要な範囲内に限り利用できるものとする。この場合において、取得した個人情報を大会参加等のため、大会主催者等外部へ提供することがある。

2 前項の規定により、個人情報を外部提供する場合は、教育委員会は、当該保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 緊急時の連絡等、円滑及び便宜的な活動を図るため、希望する会員には、保護者の同意の下、指導者に直接連絡できる方法を教示することができる。

(委任)

第16条 本規約に定めのない事項及び地域クラブの運営上必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規約は、令和5年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、令和6年4月1日より施行する。

別表（第8条関係）

個別クラブ名	活動費（月額）
女子サッカークラブ	2,000円
eスポーツクラブ	2,000円
ロボット数学クラブ	2,000円
サイエンスクラブ	2,000円



